

令和7年 第1回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

(3 日 目)

開 議 令和7年3月17日(月)

閉 会 令和7年3月17日(月)

仁 木 町 議 会

令和7年第1回仁木町議会定例会（3日目）議事日程

◆日 時 令和7年3月17日（月曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 報告第1号 令和7年度各会計予算特別委員会審査報告書

日程第4 発委第1号 仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定

日程第5 発委第2号 専決処分事項の指定

日程第6 意見案第1号 高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書

日程第7 委員会の閉会中の継続審査

日程第8 委員会の閉会中の所管事務調査

令和7年第1回仁木町議会定例会（3日目）会議録

開 議 令和 7年 3月17日（月） 午前 9時30分

閉 会 令和 7年 3月17日（月） 午前10時09分

議 長 横 関 一 雄

副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（8名）

2 番 山 内 健 生	3 番 木 村 章 生	4 番 佐 藤 秀 教
5 番 野 崎 明 廣	6 番 宮 本 幹 夫	7 番 上 村 智恵子
8 番 嶋 田 茂	9 番 横 関 一 雄	

欠席議員（1名）

1 番 前 田 春 奈

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 参 事	河 井 健
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農業委員会事務局長	（浜 野 崇）
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選挙管理委員会書記長	（鹿 内 力 三）
企 画 課 長	奈 良 充 雄	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 長	菊 地 健 文		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	可 児 卓 倫
総 務 議 事 係 長	佐 藤 祐 亮

開 議 午前 9 時 3 0 分

○議長（横関一雄）皆さんおはようございます。

これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は8名です。前田議員より欠席する旨の届け出がありました。

本日は休会の日ですが、仁木町議会会議規則第9条第3項の規定により会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月10日に引き続き、2番・山内議員及び3番・木村議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

去る、3月13日木曜日に議会運営委員会を開催し、今定例会の追加議案の取り扱い等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、追加付議事件について申し上げます。報告1件が追加で付議されてございます。

次に、議事進行について申し上げます。日程第2まではこれまでと同様に進めます。日程第3・報告第1号『令和7年度各会計予算特別委員会審査報告書』につきましては、3月10日に委員会付託された議案9件の一括報告を受けた後、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第4から第5の発委につきましては、先に決定のとおり進めます。第6の意見書につきましては、提出者の上村議員から撤回したいとの請求がありましたので、可否について決定します。日程第7・委員会の閉会中の継続審査、日程第8・委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、先に決定のとおり進めます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 報告第1号

令和7年度各会計予算特別委員会審査報告書

○議長（横関一雄）日程第3、報告第1号『令和7年度各会計予算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。佐藤委員長。

○予算特別委員長（佐藤秀教）改めましておはようございます。

それでは令和7年度各会計予算特別委員会審査報告書についてご説明申し上げます。

別冊議案書2の1ページでございます。報告第1号、令和7年度各会計予算特別委員会審査報告書。令和7年3月17日提出、令和7年度各会計予算特別委員会委員長 佐藤秀教。記といたしまして、令和7年3月10日付託、付託事件につきましては、令和7年第1回仁木町議会定例会で付託となりました議案第5号ないし議案第9号の条例改正、議案第10号ないし議案第13号の令和7年度一般会計、2特別会計及び簡水会計の予算でございます。

2ページをお開き願います。3月12日付、横関議長宛の委員会報告書でございます。令和7年度各会計予算特別委員会審査報告書。審査の結果、議案第5号ないし議案第13号は、すべて可決すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

3ページをお開き願います。審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託案件の内容につきましては、先に説明いたしました付託議案合計9件の可否についての審査でございます。委員会開催日、委員会出席者につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4ページでございます。委員会条例第18条の規定により出席を求めた者並びに事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過につきましては、第1回仁木町議会定例会において、議長及び長期欠席中の前田議員を除く議員7名により構成する令和7年度各会計予算特別委員会が設置され、町長をはじめ、副町長、教育長のほか各関係課長ら説明員の出席を求め、町長より提出のあった条例改正議案、一般会計、2特別会計及び簡水会計の予算書、予算説明資料について一括して説明を受け、議案ごとに質疑を行い、その重要性、緊急性、熟度、波及効果等を総合的に判断し、3日間にわたり審査を実施したものでございます。

5ページをお開き願います。審査の内容につきましては、議案第5号、仁木町職員の旅費に関する条例の全部改正の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第6号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の審査では、鳥獣被害対策実施隊員の報酬が未改正の理由についての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第7号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第8号、仁木町税条例等の一部改正の審査では、督促手数料廃止に至る経緯等についての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第9号、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部改正の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第10号の一般会計予算の審査では、歳出で、地域活性化起業人の能力と評価、総合行政システムの標準化による効果、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の決定経過、適正な職員数や配置、非常用発電機停電回路更新工事の目的や内容、町有地の宅地化、敬老会記念品、外出支援サービス事業の減額理由、国民年金事務費の増額理由、带状疱疹予防接種事業の改正内容、エゾシカ駆除時の隊員への報酬、農業用ハウス価格高騰対策事業の補助内容、多面的機能支払交付金事業の計画内容、狩猟免許取得事業の効果、仁木町観光協会の人員体制や運営、うまいもんじゃ祭り未開催の理由、ふるさと納税返礼品の確保状況、多目的滞在施設の稼働率、ふれあい遊トピア公園指定管理者とのコミュニケーション、町道仁小中線改良工事が2か年となった理由、スキー場のネーミングやオープンに向けてのプロモーション、各小中学校冷房設備の使用可能時期などについての質疑・確認があり、歳入では、町税の減額理由な

どの質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第11号の国民健康保険事業特別会計予算の審査では、人間ドックの受診率を上げる方策などについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。議案第12号の後期高齢者医療特別会計予算の審査では、質疑及び討論はありませんでした。議案第13号の簡易水道事業会計予算の審査では、配水管未布設区間における取扱いなどについての質疑・確認がありましたが、討論はありませんでした。

次に、6ページでございます。決定事項でございます。

議案第5号、仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第6号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第7号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第8号、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第9号、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第10号、令和7年度余市郡仁木町一般会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第11号、令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第12号、令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

議案第13号、令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算については、賛成多数により可決すべきものとして決定しました。

本特別委員会において、以上のとおり決定したので、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。令和7年3月12日、仁木町議会議長 横関一雄様。令和7年度各会計予算特別委員会委員長 佐藤秀教。以上で報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

佐藤委員長、自席へお戻りください。

これより討論・採決を行います。

付託議案第5号

仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）それでは、議案第5号『仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定に

ついて』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第6号

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第6号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第6号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第7号

仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第7号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第7号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第8号

仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第8号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第8号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号『仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第9号

仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）続いて、議案第9号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第9号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第9号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第10号

令和7年度余市郡仁木町一般会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第10号『令和7年度余市郡仁木町一般会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『令和7年度余市郡仁木町一般会計予算』を採決します。本件に対する委員長の

報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『令和7年度余市郡仁木町一般会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第11号

令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第11号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第12号

令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第12号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算』は、委員長報告のとおり、可決されました。

付託議案第13号

令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算

○議長（横関一雄）続いて、議案第13号『令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』を採決します。本件に対する委員長の報告は「可決」です。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 発委第1号

仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定

○議長（横関一雄）日程第4、発委第1号『仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。木村議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）それでは、条例改正の趣旨説明を行います。

別冊議案書の4ページです。発委第1号、仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定。仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。令和7年3月7日提出。提出者 仁木町議会議会運営委員会委員長 木村章生。

この度の条例改正に至った経緯でございますが、1点目として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該、法改正に対応するための改正であります。2点目として、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、懲役及び禁錮を廃止し、これに代えて拘禁刑が創設されたことによる改正であります。それでは、改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明申し上げます。

別紙議案書6ページの新旧対照表をお開き願います。右側が現行条例、左側が改正案となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。第2条第10項中、第2条第8項を第2条第9項に改めるもの、7ページの第12項第5項表中、第2条第9項を第2条第10項に改めるものでございますが、こちらは番号利用法の項ずれに伴う改正でございます。

10ページの第53条から第55条中の懲役を拘禁刑に改めるものでございますが、こちらは刑法等の一部改正に関わる改正でございます。その他の改正につきましては、文言の整理でございます。附則は施行期日として、令和7年4月1日から施行するもので、ただし、第53条から第55条までの改正規定及び次項の規定は同年6月1日から施行すると定めるものでございます。経過措置としては、前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によると定めるものでございます。以上で

説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

木村委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第1号『仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第1号『仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定』は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発委第2号

専決処分事項の指定

○議長（横関一雄）日程第5、発委第2号『専決処分事項の指定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。木村議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（木村章生）それでは、専決処分事項の指定の趣旨説明を行います。

別冊議案書の11ページです。発委第2号、専決処分事項の指定。専決処分事項の指定については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第1号）第13条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。令和7年3月7日提出。提出者 仁木町議会議会運営委員会委員長 木村章生。この度の提案については、議会の権限に属する軽易な事項を町長に委任し、第三者の救済措置を早期に講じることができることなどを目的に規定するものであります。

12ページをお開き願います。専決処分事項の指定。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。1. 地方自治法第96条第1項第12号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が100万円未満のものの和解に関すること。2. 地方自治法第96条第1項第13号の規定による法律上その義務に属する損害賠償で、その額が100万円未満の損害賠償の額を定めること。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

木村委員長、自席へお戻りください。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第2号『専決処分事項の指定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、発委第2号『専決処分事項の指定』は、原案のとおり可決されました。

日程第6 意見案第1号

高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書

○議長（横関一雄）日程第6、意見案第1号の撤回の件を議題とします。

令和7年3月7日、上村議員から提出された意見案第1号『高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書』について、3月10日をもって上村議員から撤回したいとの請求がありました。

お諮りします。仁木町議会会議規則第19条第1項の規定により、意見案第1号『高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書』の撤回を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第1号『高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書』は、撤回を許可することに決定しました。

日程第7 委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第7『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

木村議会運営委員会委員長、嶋田議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8 委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第8『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

野崎総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、野崎総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時05分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和7年第1回仁木町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には本定例会にご提案いたしました案件につきまして、格別なご審議のもと、ご可決を賜り、心より感謝を申し上げます。

今年は改選の年でありますので、本定例会が私にとりまして3期目最後の定例会となりますが、この間、議員の皆さま方をはじめ、多くの方々のご協力やご理解を賜り、時には叱咤激励の言葉を賜りましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げる次第であります。

いよいよ来週末23日には、後志自動車道仁木・余市間が開通いたします。これまで開通に至るまで要請活動等に私も参画させていただきましたが、開通の日を迎えるにあたり、感慨深い思いを抱いているところでございます。この開通により、観光や産業の振興並びに私たちの日常生活においても、更に利便性が向上するものと期待されております。しかし、ただ期待しているだけでは効果が発揮されず、これを契機に町の魅力を高めるためにも、町並みや住環境を整備し、本町の特色を生かした地域づくりを進めていくことが必要であります。

この度の予算審査過程において、あるいはこれまでの一般質問でも、住環境に関してのご質問を多数いただいておりますが、町といたしましても積極的にこの課題と向き合い、解決策を見出し続けていかなければならないと考えているところでございます。更には、新たな資源の創出や既存の資源に磨きをかけて発信力を高めていくことも必要不可欠であると認識しております。高規格道路ネットワークは、地域間の連携強化、物流や観光の基盤となることはもとより、地域の医療を支え、災害時のアクセスを確保する命の道とも表現されておりますように、私たちの暮らしに直結する道路であります。安全な暮らしの実現と、北海道の強みであります食と観光の可能性を広げるためにも、今後、仁木町の力が試されている時として捉え、新たな時代に向けた様々な策を講じていくことが求められてまいります。この道路が、私たち仁木町民の未来の道路として、可能性という新たな道を切り開いていくものにしてまいります。

結びにあたり、年度末に入り何かとご多用と存じますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、新年度を迎えるにあたり、議員の皆さまがますますご活躍されますことを心よりご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。この度の慎重なご審議誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和7年第1回仁木町議会定例会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前10時09分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和7年3月7日～3月17日（11日間）

3日目 令和7年3月17日（月）

（開議 ～ 午前9時30分 / 閉会 ～ 午前10時09分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
報告 第1号	令和7年度各会計予算特別委員会審査報告書		
	付託議案第5号 仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について	R7.3.17	原案可決
	付託議案第6号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.3.17	原案可決
	付託議案第7号 仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.3.17	原案可決
	付託議案第8号 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について	R7.3.17	原案可決
	付託議案第9号 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	R7.3.17	原案可決
	付託議案第10号 令和7年度余市郡仁木町一般会計予算	R7.3.17	原案可決
	付託議案第11号 令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R7.3.17	原案可決
	付託議案第12号 令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R7.3.17	原案可決
	付託議案第13号 令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算	R7.3.17	原案可決
発 委 第1号	仁木町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定	R7.3.17	原案可決
発 委 第2号	専決処分事項の指定	R7.3.17	原案可決
意見案 第1号	高額療養費制度の見直しの撤回を求める意見書	R7.3.17	撤 回